

行職員も押さえておくべき主要項目の計上方法を解説!

# 取引先にアドバイスしたい

# 中小企業会計指針のポイント

## 八木正宣

株式会社SBL  
税理士

平成17年8月に公表された「中小企業の会計に関する指針」。しかし、「その内容について、ある程度理解している」という中小企業は約24.7%と、まだまだ浸透していません（中小企業庁公表「平成20年度中小企業の会計に関する実態調査事業集計・分析結果」より）。本特別企画では、その概要と主要項目の計上方法等について見ていきます。

### ① 中小企業会計指針の概要

① 中小企業会計指針とは

「中小企業の会計に関する指針」

（以下「中小企業会計指針」とい

う）は、平成17年8月に日本税理

士会連合会、日本公認会計士協

会、日本商工会議所、および企業

会計基準委員会が公表した、中小

企業に対して適用することを想定

した企業会計の基準の一つであ

る。

中小企業の会計基準について

は、従来より⑦中小企業庁の「中

小企業の会計に関する研究会報告

書」、④日本税理士会連合会の

「中小会社会計基準」、⑤日本公

認会計士協会の「中小会社の会計

のあり方に関する研究報告」――

の三つの報告等が存在し、実務担

当者に少なからず混乱が生じてい

た。

一方、平成17年6月に成立した

会社法において、取締役と共同し

て計算書類を作成することを職務

とする「会計参与」制度が導入さ

れ、会計参与が拠るべき統一的な

会計処理の指針の作成が求められ

た。

そうした経緯を踏まえ、前出の

4団体を中心となって、三つの報

告書等が統合されたものが中小企

業会計指針である（図表1）。

公表以降は中小企業の取引実態

に合った、より合理性の高い指針

とするため、中小企業会計指針は

毎年改定されている。現時点で最

新の指針は、平成21年4月17日改

定分となっている。

### 中小企業の会計目的は

### 税務申告が中心

② 中小企業会計の現状

中小企業会計指針の置かれてい

るポジションを知るためには、まず中小企業の会計の実態を知らなくてはならない。

企業会計には本来、出資者・投資家に対する経営成績と財政状態の報告、配当や設備投資などの経営上の意思決定のための情報提供といった役割が求められている。

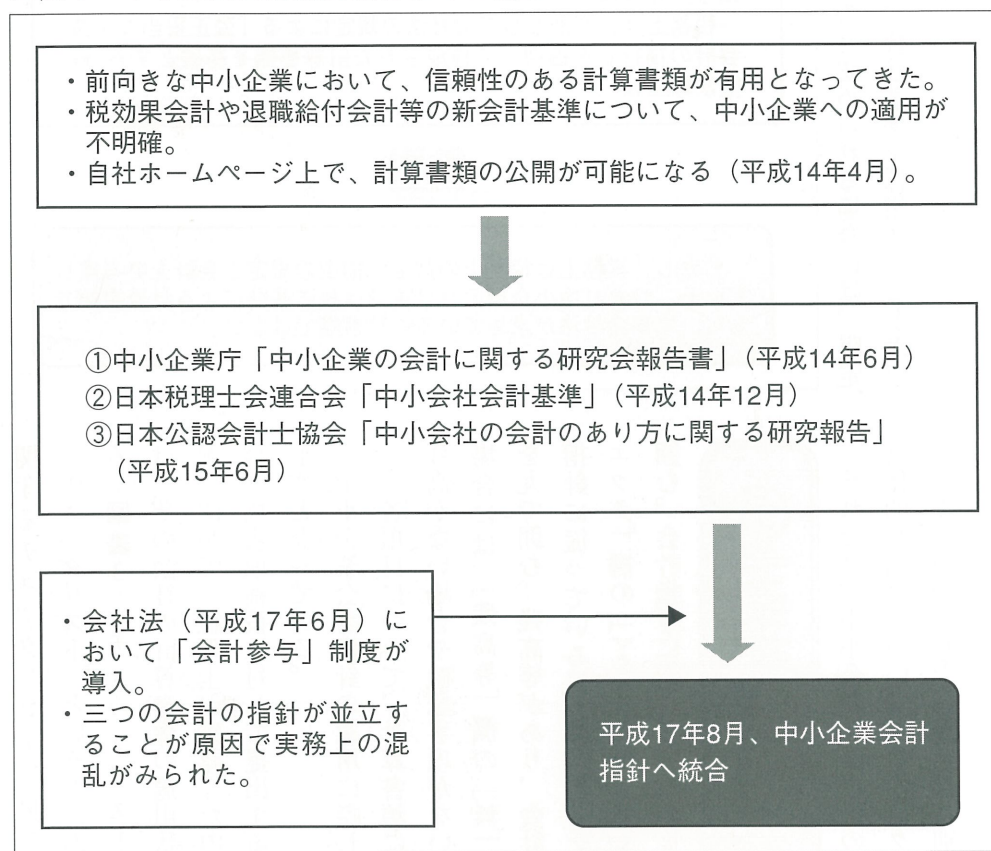
特に、株式を公開している上場企業においては、投資家に対して公平な判断材料を提供しなければならず、当然、企業取引の実態が同一であれば、同じ会計処理を採用ことが求められている。

しかし、株式を公開していない中小企業においては、所有と経営の分離が進んでおらず、代表取締役がオーナー（出資者）であることが多い。そのため中小企業の会計の目的は、税務署に対する税務申告が中心となっている。

中小企業においても本来は、会社法の規定が強制適用され、「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」に従った計算書類を作成し、公告することが義務付けられているのだが、実務においては普及・浸透が遅れているところ

ある。また金融機関や企業調査会社等も、そのような実態を踏まえ、税務申告書に添付する計算書類の提出を求めている（図表2）。  
税務申告の際に適用される基準は、「税法基準」と呼ばれる。税法基準とは、法人税法における損金経理要件や限度額規定等の要求を満たすために、税法上の有利・不利を判断してから、会計処理を行うことを指す。  
以上のことから、中小企業が会

図表1 中小企業会計指針統合までの流れ



- ・前向きな中小企業において、信頼性のある計算書類が有用となってきた。
- ・税効果会計や退職給付会計等の新会計基準について、中小企業への適用が不明確。
- ・自社ホームページ上で、計算書類の公開が可能になる（平成14年4月）。

- ①中小企業庁「中小企業の会計に関する研究会報告書」（平成14年6月）
- ②日本税理士会連合会「中小会社会計基準」（平成14年12月）
- ③日本公認会計士協会「中小会社の会計のあり方に関する研究報告」（平成15年6月）

- ・会社法（平成17年6月）において「会計参与」制度が導入。
- ・三つの会計の指針が並立することが原因で実務上の混乱がみられた。

平成17年8月、中小企業会計指針へ統合

社法を踏まえ、その経営実態に即した統一的な計算書類を作成できるように、中小企業会計指針が設けられたのである。

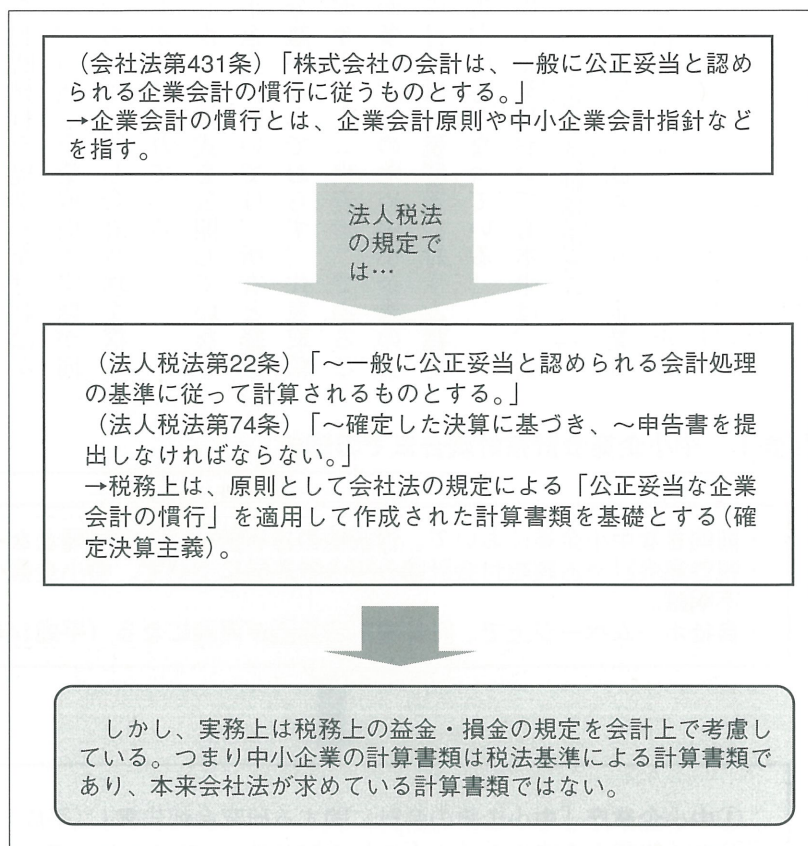
中小企業にとって、中小企業会計指針に準拠した計算書類を作成することは、対外的な信用度のアップとなるほか、信用保証料率の割引といったメリットがある。また金融機関にとっても、融資先である中小企業が指針に沿って計算書類を作成していれば、財務の透明性が増し、よりの確な融資審査へとつながるであろう。

**適用にあたっては  
事前に届出は必要なし**

③ 中小企業会計指針の特徴  
中小企業会計指針の適用対象は、公認会計士や監査法人の会計監査を受ける会社を除く中小企業としている。適用にあたっては、あらかじめ事前に届出を必要としない。

指針では、特に中小企業において必要と考えられる勘定項目について重点的に規定しており、記載されていない項目については、一

図表2 会社法・法人税法における企業会計のルール



般に公正妥当とされる会計基準に拠ることとしている。  
中小企業に対し株式公開企業と同様の会計基準を一律に強制適用することは、必ずしも適切であるとは言えないことから、ある程度簡便な方法も認めるものとしている。例えば、法人税法に定める処理を採っても重要な差異がなく、経済実態をおおむね適正に表して

いと認められる場合には、限定的に税法基準を採用することができるとしている。  
**保証料率割引の際にはチェックリストが必要に**  
④チェックリストの活用  
また、日本税理士会連合会が作成・公表している書類に、「中小企業の会計に関する指針の適用に

関するチェックリスト」(以下「チェックリスト」という)がある(図表3)。チェックリストは、その会社の計算書類の適用状況に関して、税理士が確認した内容を代表取締役に対して提出する形式となっている。

中小企業会計指針の適用に際して、各項目について、計算書類に残高がない場合や確認事項がない場合には、「残高等」欄の「無」を丸で囲む。残高等があり、会計指針に従っている場合には、「チェック」欄の「YES」欄を丸で囲む。会計指針に従っていないと

きは、「チェック」欄の「NO」欄を丸で囲む。

このチェックリストがあれば、各項目につき中小企業会計指針に沿っているか否かがひと目で分かるようになってくる。

中小企業会計指針を適用した計算書類は、信頼性の高い計算書類としての評価を受けることになる。現在多くの金融機関において、このチェックリストを活用した融資商品が取り扱われており、また信用保証協会においても、保証料率の割引の際の確認書類として利用されている。

## ② 主要勘定の計上方法

それでは、中小企業会計指針の具体的な内容について、チェックリストに記載された各勘定科目別に説明したい。

### 手形割引の割引料は手形譲渡損として表示

〈金銭債権〉

手形の割引や裏書、金融機関等による金銭債権の買取りは、金銭

債権の譲渡として取り扱われる。したがって、手形割引の会計処理では、割引料は手形譲渡損の科目で表示され、通常の借入取引における支払利息とは区別される。また、受取手形割引額および受取手形譲渡額は、それぞれ注記することが望ましい。

企業の事業目的のための営業活動における受取手形や売掛金は、

●特別企画●取引先にアドバイスしたい中小企業会計指針のポイント

図表3 チェックリスト (1ページ目)

日本税理士会連合会

**「中小企業の会計に関する指針」の適用に関するチェックリスト**

【平成20年5月改訂】

平成 年 月 日

[会社名] \_\_\_\_\_

代表取締役 \_\_\_\_\_ 様

税理士 \_\_\_\_\_ 印

[事務所の名称及び所在地]

\_\_\_\_\_

[連絡先電話番号]  
( ) -

私は、貴社の平成 年 月 日から平成 年 月 日までの事業年度における計算書類への「中小企業の会計に関する指針」の適用状況に関して、貴社から提供された情報に基づき、次のとおり確認を行いました。

勘定科目	No.	確認事項	残高等	チェック			
				YES	NO		
金銭債権	(1) 預貯金	1 残高証明書又は預金通帳等により残高を確認したか。	有	YES	NO		
	(2) 手形割引等	2 手形の割引がある場合に、手形譲渡損を計上したか。		無	YES	NO	
	(3) 表示	3	営業上の債権のうち破産債権等で1年以内に弁済を受けることができないものがある場合、これを投資その他の資産の部に表示したか。	無	有	YES	NO
			4 営業上の債権以外の債権でその履行時期が1年以内に到来しないものがある場合、これを投資その他の資産の部に表示したか。	無	有	YES	NO
		5 関係会社に対する金銭債権がある場合、項目ごとの区分表示又は注記をしたか。	無	有	YES	NO	
		6 受取手形の割引額がある場合、これを注記したか。	無	有	YES	NO	
		7 受取手形の裏書譲渡額がある場合、これを注記したか。	無	有	YES	NO	
	(4) デリバティブ	8 デリバティブ取引による正味の債権債務で時価評価すべきものがある場合、これを時価で評価したか。	無	有	YES	NO	
	(5) 貸倒損失・貸倒引当金	9 法的に消滅した債権又は回収不能な債権がある場合、これらについて貸倒損失を計上し債権金額から控除したか。(*)	無	有	YES	NO	
		10 取立不能のおそれがある金銭債権がある場合、その取立不能見込額を貸倒引当金として計上したか。(*)	無	有	YES	NO	
		11 貸倒損失・貸倒引当金繰入額等がある場合、その発生の態様に応じて損益計算書上区分して表示したか。	無	有	YES	NO	

流動資産の部に表示する。ただし、これらの金銭債権のうち破産債権、再生債権、更生債権その他の債権、再生債権、更生債権その他の債権に準ずる債権で事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に回収できないことが明らかなるものは、投資その他の資産の部に表示する。

〈貸倒損失・貸倒引当金〉

会社更生法による更生計画、または民事再生法による再生計画の認可が決定されたことにより債権の一部が切り捨てられることとなった場合のほか、債務者の財政状態および支払能力から見て債権の全額が回収できないことが明らかである場合は、その金額を貸倒損失として計上し、債権金額から控除しなければならない。

さらに金銭債権について取立不能のおそれがある場合には、その取立不能見込額を貸倒引当金として計上しなければならない。

なお、法人税法の規定に基づいて算定される貸倒引当金繰入限度額が、明らかに取立不能見込額に満たない場合を除き、繰入限度額相当額をもって貸倒引当金とすることができ。

**有価証券は四つに分類し  
評価しよう**

〈有価証券〉

有価証券については、保有目的の観点から、以下の四つに分類し、その分類に応じた評価を行う

図表4 有価証券の分類

分類		貸借対照表価額	評価差額
売買目的有価証券		時 価	営業外損益
満期保有目的の債券		取得原価	該当なし
子会社株式及び関連会社株式		取得原価	該当なし
その他有価証券	市場価格あり	時 価	純資産の部
	市場価格なし	取得原価	該当なし

(図表4)。

- ・ 売買目的有価証券
- ・ 満期保有目的の債券
- ・ 子会社株式及び関連会社株式
- ・ その他有価証券

「売買目的有価証券」とは、時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券をいうが、指針においては、売買目的有

価証券の区分を法人税法の規定に従って分類することも認めている。

ただし、法人税法では会社がトレーディング目的の専門部署を設置している場合等に限定しているため、中小企業においては「売買目的有価証券」に該当するものは極めて少ないと考えられる。

**減価償却は  
毎期継続して規則的に行う**

〈固定資産〉

固定資産の減価償却は、経営状況により任意に行うことなく、定率法、定額法、その他の方法に従い、毎期継続し規則的な償却を行う。償却額については法人税法の規定による償却限度額相当額とすることができ。

中小企業の実務においては、当期の所得金額や繰越欠損金等の金額を考慮して、法人税法上の損金算入される償却限度額以下の範囲内で任意の額を償却費としている例も多いことから、指針では「経営状況により任意に行うことな」と明示している。

固定資産について、予測できない物理的・機能的、その他著しい資産価値の下落があった際には、減損額を控除しなければならない。

ただし、減損会計基準を適用する場合の技術的困難性等を考慮し、本指針では、固定資産としての機能を有していても、将来使用の見込みが客観的にないこと、または固定資産の用途を転用したが採算が見込めないことのいずれかに該当し、かつ時価が著しく下落している場合に、減損損失を認識するものとしている。

なお、資産が相当期間遊休状態にあれば、通常、将来使用の見込みがないことと判断されることになる。また、これら減損額は減損損失として損益計算書の特別損失に計上する。

**損金不算入の引当金でも  
計上しなければならない**

〈引当金〉

将来の特定の費用または損失であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高

く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる場合には、当期の負担に属する金額を当期の費用または損失とし、引当金に繰り入れなければならない。

賞与引当金、退職給付引当金、売上割戻引当金、工事補償引当金、修繕引当金等は法人税法上、損金不算入となっているが、前記の要件に該当すれば引当金を計上しなければならない。

〔退職給付債務・退職給付引当金〕

就業規則などの定めに基づく退職一時金、厚生年金基金、適格退職年金、および確定給付企業年金の退職給付制度を採用している企業にあつては、従業員との関係で法的債務を負っていることになるため、引当金の計上が必要となる。

退職金規程がなく、退職金等の支払に関する合意も存在しない場合には、退職給付債務の計上は不要であるが、退職金の支給実績があり、将来において支給する見込みも高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる場合

には、重要性のない場合を除き、引当金を計上しなければならない。

### 未納付の税額がある場合 未払法人税等として計上

〔税金費用・税金債務〕

当期の利益に対して課される法人税、住民税および事業税は、発生基準により「法人税、住民税及び事業税」の科目として計上する。

また、事業年度の末日時点における未納付の税額は、「未払法人税等」として貸借対照表の流動負債に計上し、還付を受けるべき税額は、その金額に相当する額を「未収還付法人税等」として貸借対照表の流動資産に計上する。

消費税の経理方法については、原則として税抜方式を適用し、事業年度の末日における未払消費税は、未払金に計上する。

〔税効果会計〕

本指針では、税効果会計の適用にあたり、一時差異（会計上の簿価と税務上の簿価との差額）の金額に重要性がない場合には、繰延

税金資産または繰延税金負債を計上しないことができることとしている。

税効果会計を適用する場合に、繰延税金資産の回収可能性を判断するうえで、厳格かつ慎重に行わなければならないこととしている。特に経営の不安定な中小企業にあつては、繰延税金資産が計上されない場合も多いと考えられる。

〔収益・費用の計上〕

収益および費用については、一

会計期間に属するすべての収益とこれに対応するすべての費用を計上する。原則として、収益については実現主義により認識し、費用については発生主義により認識する。

〔外貨建取引等〕

外貨建取引は、原則として、当該取引発生時の為替相場による円換算額をもって記録する。外国通貨については、決算時の為替相場による円換算額を付す。

外貨建金銭債権債務については、決算時の為替相場による円換算額を付す。ただし、長期のもの（1年超のもの）については重要性がない場合には、取得時の為替相場による円換算額を付すことができる。



以上、本稿では会計時に特に注意が必要な項目について紹介した。中小企業・金融機関双方にとってメリットがあることから、中小企業会計指針に即した会計を行うよう、行職員も取引先にアドバイスしていきたい。



（写真と本文内容は無関係です）